

## 6. 差網漁さしあみりょう

ゆきなりあみ かくあみ ひかくてきしょうきぼ さしあみ  
行成網と角網に対し、比較的小規模の差網については、

めいじ さしあみりょう じゅうじ  
明治20年(1887)の留萌では36名しか差網漁に従事(※46)し

ていませんでしたが、それ以降いこう、差網漁さしあみりょうに従事する業者

がふえ、めいじ  
明治39年(1906)には567人となりました。

めいじ はなし ぎよもう めいじ  
明治20年(1887)には300放はなししかなかった漁網も、明治27

年(1894)には7,500放はなしとなりました。

これに対し漁業組合では、あまりの増加ぞうかに数を制限せいげんす

る決議けつぎ(※47)を行いました、差網業者さしあみの猛反対もうはんたいにあい、

めいじ はなし かぎ きよか  
明治30年(1897)には1,000放はなしを1年限りで許可し、8,500

放はなしとなりました。

### ※46 従事じゅうじ

その仕事しごとを行うこと。

### ※47 決議けつぎ

会議かいぎであることを決めること。また、決まったこと。

めいじ ちょう むせいげん さしあみ ゆる  
明治36年(1903)、北海道庁は無制限に差網を許したた

め、本州より多くの漁民が入り込み、明治37年(1904)には  
15,200放、明治40年(1907)には32,500放と増加し続けま  
した。

しかし、明治41年(1908)からは不漁で差網業者の倒産が  
相次ぎ、明治41年には21,000放、翌42年(1909)には16,000  
放となりました。



さしあみ  
差網にかかったニシンをとる様子